第三条　規則八―一二第十二条第二項又は第十四条第三項の通知の文書（規則一―三四（人事管理文書の保存期間及び保存期間が満了したときの措置）第二条に規定する人事管理文書であって、別表の一の表規則八―一二（職員の任免）の項に掲げるものをいう。）であって、この規則の施行前に効力が発生した経験者採用試験である採用試験に係る名簿に係るものの保存期間については、この規則による改正後の規則八―一二第十四条第一項並びに規則一―三四第三条及び別表の一の表規則八―一二（職員の任免）の項（保存期間の欄に係る部分に限る。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。